

自国通貨による輸入保証金 制度について

昭和29・6・1

目 次

- 一、はしがき
- 二、輸入抑制のための金融諸措置
- 三、自国通貨による輸入保証金制度の諸形態
- 四、通貨調節手段としての輸入保証金制度
- 五、各国の事例

- (1) 日 本
- (2) 西ドイツ
- (3) フイリッピン
- (4) セイロン
- (5) その他諸国

一、はしがき

預金者保護のための監督規定として発足した支払準備金制度は第一次世界大戦後、米国への大量の金流入によるインフレーションの脅威の増大を契機として強力な通貨調節手段にまで脱皮を遂げた。第二次世界大戦は中央銀行の負債勘定を通じて行われる第二の通貨調節手段を誕生せしめつつある。それは戦後意外に多くの国々において採用されている自国通貨による輸入保証金積立制度にほかならない。我國においても近時のデフレーション政策の一環として本年四月一日以降本制度の強化が実施されて以来、単なる輸入抑制策の域を超えて通貨政策的色彩を濃化しつつあるが、海外については最近の事例の判明しているものだけでも西ドイツ、フイリッピン、セイロンをはじめ十数カ国に上り、程度の差こそあれな

おその他の多くの国々においても実施されたものとみて大過なからう。以下現在手の届くかぎりの資料に拠つて輸入保証金制度が単なる輸入抑制手段から通貨調節手段——一層具体的には輸入超過の下におけるインフレーション抑制手段——へと成長して行つた態様を分析することとする。

二、輸入抑制のための金融諸措置

輸入超過の国々においては自由輸入の建前を維持しつつ国際収支の改善を計るため、或いは輸入の直接制限を補充する手段として、金融面を通ずる各種の輸入抑制措置を講じている。まず筋道として第一に挙げられるのは輸入金利の引上げであるが、為替レートが割高であるような場合には多少の金利引上げでは効果が薄く、かたがた金利体系としての考慮にも制約されてこれのみで十分な効果を挙げることが困難な事情もあり、次のような一層強力な手段が用いられている場合が多い。

イ、輸入金融の禁止。例えばフイリッピンでは一九四九年十一月、八〇%の輸入保証金制度の採用と同時に特定の奢侈品ならびに非必需物資に関する一切の輸入金融を禁止した。

ロ、輸入決済資金の前納制。西ドイツでは輸入信用状開設と同時に輸入価額相当額のドイツマルク見合金をレンダーバンクに払込ませることとした。この制度は輸入手形決済までの間、広義の輸入保証金の積立とも考えられる。

ハ、信用状発行高に対する必要準備制。フイリッピンにおいて一九五一年十一月以降採用している方法で、市中為替銀行の信用状の発行高をその保有する特定の流動資産に対し一定の比率を保たしめることによつて輸入信用の膨脹を抑制する方法である。

ニ、輸入権の競争入札制。ブラジル、アルゼンチン、パラグアイ等で実施している方法で直接には必ずしも金融的手段とは称し難いが、輸入に伴う通貨の吸い上げが時間的に早くなり、かつ所要資金が大きくなるために金融の統制力を強める意味において実質的にはかなり強力な金融的手段である。

輸入抑制のための金融措置として右の如く種々の方策が編み出されたが第二次大戦後最も広く行われた方法は自国通貨による輸入保証金積立制度である。勿論

これは一般の金融政策と運用上密接な関係に立つものであるが、一方において金融の引締を行いつつ本制度を併用する場合にはかなり有効な輸入抑制策となるようである。ことに物資別外貨割当の削減の如き直接的輸入制限が反つて一時に輸入申請の殺到を招来するが如き弊害を伴うことなく思惑輸入を抑制し得る点、ならびに量的金融政策に共通な特質として運用上の機動性、弾力性に富む点等は高く評価せらるべきであろう。

三、自国通貨による輸入保証金制度の諸形態

狭義における輸入保証金は輸入許可申請に当つて一定率の保証金を寄託せしめ、もしその輸入が実際に行われない場合には保証金を没収する制度を指し、元来は単に真面目な、輸入の意思と能力の保証を求める手続上の一段たるに過ぎない。しかしながらここではさらに輸入抑制ないしは通貨調節手段たるの意図の下に輸入申請ないしは輸入信用状開設依頼に際し一定率の金額を寄託ないしは預金せしめる制度一般を含み、必ずしも輸入不実行の場合にそれが没収されることを要件としない。

第二次大戦後世界各国が採用した自国通貨による輸入保証金制度の形態は各国の特殊事情あるいは為替制度の相違からみて当然のことながら極めて多種多様である。その主なる相違点を整理すれば次の如くであり、その組合せを考へるならば広義における輸入保証金制度には如何に多くの形態がありうるかということが容易に判明するであろう。

イ、制度の目的における相違。単純な狭義の保証金にすぎないものから輸入抑制、さらには通貨調節の一段たることを目的にしたものまである。しかしながら最近における各国の事例はほとんど例外なく後者に属するとみて差支えない。ロ、積立時期における相違。輸入許可申請もしくは輸入許可に際して保証金を積ませるものと、輸入信用状開設依頼もしくは開設承認の時に積ませるものがある。しかししてこの場合、同じ率の保証金が要求せられても、それが申請額もしくは依頼額を基準とする場合と、許可(ないし割当)額もしくは承認額を基準とする場合では実質的に非常な相違があることに注意しなければならぬ。例えば台湾では台湾銀行に外貨割当申請の際に一〇〇%の保証金を積むことにな

つていたが、当時許可率が平均一割内外であつたために許可額基準では実に一〇〇%の保証金に相当した。また両者の中間的な形態として例えば一九四九年における西ドイツの事例の如く一応申請額基準で積ましておいて許可率が低い場合はその一部を返却するという方法もある。

ハ、積まれた保証金の最終処理方法における相違。荷物到着(通関手続終了)の際に返却するもの(例えば日本及び一九五〇年十月における西ドイツの場合)、輸入決済の際に返却するもの(一九四九年三月における西ドイツ)、輸入決済のための外貨購入代金の内入金あるいは前渡金として処理するもの(フィリッピン、インドネシア及びパラグアイ)等がある。

ニ、輸入不実行の場合における措置の相違。元来の輸入保証金は通常積立率が低く、また必ずしも現金のみに限らず特定有価証券、銀行保証状等による代用が認められるが、その反面輸入不実行の場合は全額没収されるのが建前であつた。しかるにこれが通貨政策的色彩を濃化するにつれて現金積立に限定されると共に積立率が高くなり、その代り輸入中止の場合には直ちにこれを返済するもの、或いは当初から輸入決済代金の内入金の性質を与えるもの等を生じている。またなかには我国の場合の如く輸入不実行の場合、保証金の没収率を定め、これによつて調節を計つている国もある。

ホ、積立先の相違。保証金の積立先はフィリッピンの如く市中為替銀行の段階に止めおくものと、我国や西ドイツ(州中央銀行を含む)の場合の如く中央銀行に再預託せしめるものがある。後者の方が一層強力なデフレーション効果のあることは論ずるまでもあるまい。

ヘ、運用権限の所在。保証金積立の範囲、比率等本制度の運用権限の所在についてもフィリッピン、セイロン、アルゼンチン等の如く法律上当然に中央銀行の権限となつているもの、西ドイツ、インドネシア等の如く中央銀行と協議の上政府において決定しているもの、或いは我国の如く未だ通産行政の一部として運用されているもの等未だ必ずしもその軌を一にしていない。

四、通貨調節手段としての輸入保証金制度

第二次大戦後、何故輸入保証金制度が多くの国々において採用され、更にそれ

が通貨調節手段にまで発展するに至つたか。勿論戦争後激しい輸出入の不均衡に悩まされた国が多いといふことは必要な条件であろう。しかし、これだけでは十分な条件とは言い得ない。もし金本位制度の機能が健在であるならば、この不均衡は輸入超過国のデフレーションを通じて自然に解消する筈である。しかるに管理通貨制度の下においては輸入超過とインフレーションが屢々両立するのみならず、むしろ輸入超過国はほとんど例外なしに同時にインフレーションの脅威に曝されていると言つて決して過言ではあるまい。国際通貨基金の固定レート制がそれにいよいよ拍車をかける結果となつた。つまりインフレーション下における輸入超過がこの制度の登場を余儀ならしめた背景である。

今一つの制度を普及せしめた大きな要因は近年における所謂通貨政策の復活である。インフレーション或いは輸入抑圧手段として各種の直接統制が理論的には如何に正しくとも実際には非常に多くして効少き方策であるという反省と、出来得べくんば自由輸入の建前を維持したいという要請が国際収支の改善という課題に対しても量的金融調節の線に沿つた方策を採らしむるに至ることはむしろ必然の成り行きであろう。この故に同じ輸入抑制の手段としても社会主義的乃至は直接統制により多く頼る国々は為替管理の強化に進み、これに反し自由貿易を

高く評価する国々はこの輸入保証金の効果に期待をかける傾向が看取される。以上の二点より考えるならば輸入保証金積立制度はその発生的意義はともかくとして、現在の世界経済の諸条件の下にあつては立派に一つの通貨調節手段としての資質を備えたものと称さなければならぬ。この点ははしがきにも述べた如く通貨調節手段としての支払準備制度と何等異るところはない。この故にフィリップスやセイロンの中央銀行法が明確に中央銀行の通貨政策上の権限事項として本制度を掲げていることは何等異とするに足りない。むしろ日本銀行法改正の機会には名称の如何を問わずこの制度を日本銀行政策委員会の権限事項として規定することが至当と考えられる。

五、各国の事例

(1) 日 本

我國の輸入保証金制度は本年一月十四日以降自動承認制物資について日本銀行への再預託制が復活され、さらに四月一日以降保証金率ならびに再預託制に關し全面的な強化を見るに及んで著しく通貨政策的な色彩を濃化するに至つた。しかしながら現在では一応閣僚審議会に付議せられるのみで未だ通産行政の範圍に属せしめられている。現行制度の概要を一表に示せば次の通りである。

地 域	品 目	保証金率(種類)	国庫帰属
(イ) 弗(南西諸島を除く) 磅・オープン勘定入超地域	外貨資金割当制物資	五%~一〇%(現金)	二〇%
	自動承認制物資	二五%	二〇%
	外貨資金割当制物資	一%	一〇〇%
	自動承認制物資	三%	一〇〇%
(ロ) 南西諸島・オープン勘定出超地域	外貨資金割当制・自動承認制共	一%	一〇〇%
	輸出用原材料・政府買上物資等	三五%	二〇%
(ハ) 全 地 域	外貨資金割当制・自動承認制共	一%	一〇〇%
	輸出用原材料・政府買上物資等	三五%	二〇%

備考

- 1 為替銀行は輸入承認申請を受けた日から三ヵ月間日本銀行に右保証金を再預託しなければならぬ、ただし輸入手形の決済を了つたものについては日本銀行は右期間内といへどもこれを返還する。為替銀行は爾後当該輸入貨物の通関手続終了までの期間につき現金による保証に代えて銀行保証状等現金以外の保証物件を徴することが認められる。
- 2 輸入承認証に基き一定額(承認額の八〇%)以上の輸入を実行しなかつた時は右の帰属率によつて保証金は国庫に没収される。
- 3 従来輸入保証金を必要としなかつた外貨資金特別割当制度に係る輸入についても四月一日以降、同様に保証金の徴求が行われる。

(2) 西ドイツ

自国通貨による輸入保証金制度(DM-Bardopo)は第二次大戦後西ドイツにおいて二回にわたり実施されている。第一回は一九四九年三月輸入許可手続に関する合同輸出入機関(註1)指令第二九号(註2)により従来同機関により一手に握られていた輸入許可の権能が輸入手続簡素化の見地から大幅に西ドイツの外国貿易銀行に委譲された際に輸入諮問委員会(註3)の決定に基づいて実施されたものであり、第二回は一九五〇年十月朝鮮動乱勃発を契機として西ドイツの対EPU赤字が急激に増大した際にEPUの勧告もあつて輸入抑制のために採用されたものである。

(a) 一九四九年三月の場合

ドイツレンダーバンクは合同輸出入機関の前記指令第二九号ならびに輸入諮問委員会告示第一号に基づく新輸入手続に関する一九四九年三月三日附の通牒(Mitteilung Nr. 66) において輸入信用保証金制度の実施につき次の如く規定した。

「外貨割当証明なしで輸入を行わんとする者はその申請に際してその申請外貨額の五〇%(ドイツマルク二三〇セントで計算)にあたるドイツマルク見合金(D-Mark Gegenwart)を外国貿易銀行に寄託しなければならぬ。承認額が申請額を下廻り、右寄託金額が外貨承認額相当額を上廻る場合にはその差額は申請者に返還される。(申請に対する削減額が五〇%未満の時は全然返還されない。)残りの寄託金は直ちに所轄の州中央銀行に移管される。

州中央銀行における右寄託金額は申請者が輸入許可を未使用のまま返上する場合は外国貿易銀行の要求により返還される。……

右の寄託金額は外貨調達のためのドイツマルクの支払がレンダーバンクに対して行われる時まで州中央銀行に留まり、この州中央銀行における現金寄託は中央銀行の外貨引落しの実施と共に解除される。ただここではつきりさせておかなばならないことはこの現金寄託は外貨調達のためのドイツマルク支払に対する内金の役目を果たすものではないということである。」

前述の如く本措置は元来輸入申請手続の簡素化のための裏付けとして採られた

自国通貨による輸入保証金制度について

ものであり、少くとも直接的には輸入抑制ないしは通貨政策的意図を主眼とするものではなかつたから寄託物件についても必ずしも現金に限定する必要はなかつた。そこで翌四月からは外国貿易銀行の信用保証があれば右現金寄託を免除する取扱が認められ(一九四九年四月十三日附レンダーバンク通牒第七九号)、さらに八月にはこの信用保証は融資引受保証に改められた(同通牒第一六六号)。輸入申請に際してこの現金寄託ならびに融資引受保証に関する規定は輸入機構の整備に伴いその必要性が減じたため翌一九五〇年三月に至り一旦廃止せられている。

なおこれも広義の輸入保証金に属すると解せられるが、右の制度の運用と極めて密接な関連のある制度が一九四九年七月からレンダーバンクによつて採用されている。すなわち同行は一九四八年八月以降(フランス地区は翌年四月以降)連合軍当局からその保有外国為替の移譲を受けていたが、前記合同輸出入機関指令第二九号の実施に伴い従来同機関名義において行われてきた輸入が輸入者の責任において外国の業者との間に直接取行われるに至つたため、レンダーバンクはその保有する外国為替の売却手続一般に関する新しい規程の必要に当面した。そこで同行はマーシヤル援助に基くE.C.A.輸入の場合を除き一九四九年七月十五日以降新たに開設さるべき輸入信用状に対してはその依頼と共に同額のドイツマルク見合金が行行に払込まれなければならないという取扱を決定した。(Mitteilungs Nr. 141 vom 4. 7. 1949)

右取扱の決定が前記現金寄託制度の改正ならびに廃止と具体的にどのような関連を有するかは資料不足のため必ずしも審らかでないが、これにより寄託制度本来の主旨が著しく減殺されたことは疑を容れない。何れにせよ純粹の形における現金寄託制度が行われた期間は極めて短期間に終つたわけであるが、この制度が輸入保証金としての本来の役割をこえて輸入抑制ならびに通貨政策の手段たりうることの一つの実験ともなり、またそのような意図の下に再度この制度が活用される由縁となつたことは興味深い。

(b) 一九五〇年十月の場合

一九四九年秋の輸入自由化直後より急激に悪化した西ドイツの貿易収支はその後一九五〇年秋にかけて著しい改善をみせ、特に五月以降商業貿易においては少

額ながら出超を示すに至つたが、朝鮮動乱の勃発以後は思惑輸入の盛行も手伝つて再び急激な悪化をきたし第二次為替危機に直面した。殊にこの支払超過の大部分は欧州内支払戻であり、九月に成立(七月に遡つて総合清算を実施)した欧州支払同盟(EPU)における西ドイツの清算累計は十月までに二八九万ドルの負越となつた。その結果西ドイツはEPUにおける同国の割当をほぼ喰いつぶしてしまい、爾後の負けについては全額自由ドルの決済を余儀なくされる羽目に陥つた。ここにおいてドル準備の乏しい西ドイツとしては大幅の輸入抑制措置の断行に迫られたわけであるが、当局としては折角育成してきた自由輸入体制を直接統制によつて逆転させることを避け、強力な金融抑制措置によつて間接的に輸入需要を抑制する方針を採用した。ここにおいて展開された一連の金融引締措置については既に幾多の報告がなされているのでここでは再説しないが、その一環として実施された輸入保証金制度の復活については若干の説明を必要としよう。

まずこの第二回の輸入保証金制度についてはEPUの勧告があつたことは事実であるが、EPUには決してそのような指令権があるわけではない。レンダーバンクの発表によれば本措置は十月十三日に行われた関係各大臣とレンダーバンク理事会との合議によつて決定されている。(レンダーバンクはドイツレンダーバンク法第一六条において外国為替政策に関し関係当局に勧告をなし得る権限が与えられている。)

次にその内容は周知の如く「一九五〇年十月十六日以降、すべての新規輸入申請について申請額の五〇%相当額の現金を州中央銀行に預託せしめ、輸入貨物到着後、または輸入承認を不使用のまま返上する場合でなければ返還しない」という簡単なものである。しかしながら既述の如く一九四九年七月十五日以降、ドイツの輸入業者は信用状開設依頼と同時に全額のドイツマルク見合金を外国貿易銀行経由でレンダーバンクに払込まねばならぬことになつてゐる。したがつて今回の輸入保証金制度の採用により結局信用状開設の時から貨物到着までの間、輸入金額の一五〇%相当額の現金を寝かすことになつたわけである。前述の如くこの場合は輸入抑制のための各般の措置が講ぜられてゐるので輸入保証金制度のみの効果を検出することは困難である。しかしながら本制度がその後における西ドイ

ツの貿易収支改善ならびにインフレ再燃気配の鎮静の上に果たした役割は決して小さなものではないと考えられる。

なおこの第二回の輸入保証金制度は西ドイツの貿易収支の好転に伴い一九五一年九月十日に廃止されている。一方輸入信用状開設の際に一〇〇%のドイツマルク見合金をレンダーバンクに払込む制度は大部分のオープンアカウントについては現在もなお存続されているが、その他勘定については一九五二年初から発効した西ドイツ政府による新輸入手続と共に廃止された模様である。

註

1 合同輸出入機関(Joint Export and Import Agency)

米英軍政部のドイツ貿易に対する監視機関として創設され、一九四七年一月一日から活動を開始した。同機関は一九四八年十月には仏地区をも統合しているが、創設以来輸出入貿易の許可権限を一手に掌握し、かつ一九四九年までは法律上でも本来の外国貿易当事者であつた。西ドイツ連邦共和国の建国に伴い一九四九年十月十五日以降その機能は西ドイツ政府に移譲され、同年末を以て同機関そのものも廃止されているが、その発した指令(JEIA Anweisung)中のあるものはかなり後までその効力を失わなかつた。

2 合同輸出入機関指令第二九号(JEIA Anweisung Nr. 29)

輸入許可手続の簡素化の線に沿つて画期的な改正を行つた指令であり、一九四九年二月二十八日から施行された。これにより従来合同輸出入機関名義で行われていたすべての輸入が輸入者の責任における直接輸入に切替られると共に、本文記載の如く輸入許可権の委譲が行われた。また次項に述べる輸入諮問委員会も本指令によつて設置せられたものである。なお本指令は一九四九年末に合同輸出入機関が廃止された後もその効力を失ふことなく、一九五一年十二月末に西ドイツ政府が制定した新輸入手続(Runderlaß Außenwirtschaft Nr. 56/51)が翌一九五二年初より施行されるまでの間における輸入手続の基本法規であつた。

3 輸入諮問委員会(Import Advisory Committee, Gemischter Ein-

fuhrausschug 或つて単に Einfuhrausschug)

輸入監督のため合同輸出入機関指令第二九号により設置された軍政部ならびに西ドイツの代表者からなる混合委員会で、そのメンバーは連合軍外貿易部長を委員長とし、合同輸出入機関、米英統合管理局、西ドイツ経済省、同食糧農林省およびレンダーバンクの各代表者からなっていた。なお一九五一年末制定の新輸入手続以後は連合国は同委員会から全く手を引き純然たる西ドイツの団体となつた。

(3) フイリツピン

輸入保証金制度を中央銀行の通貨調節手段としてはつきり採用している最も典型的な事例はフイリツピンである。すなわち一九四八年六月に制定された同国の現行中央銀行法はその第一〇条において次の如く規定している。

「通貨理事会は何時にてもフイリツピンの一般的福祉に反することを目的とする銀行信用の供与を制限するため信用状開設にたいする最低現金保証金を規定することができ、また金融をうける性質にしたがい所要の保証金額を規定することができる。

奢侈品もしくはその他の非必需品の輸入にたいする金融を目的とし、もしくは通貨理事会がフイリツピン経済の利益に反する投機的動機により不当に企図されているものと思料する商品の輸入にたいする金融を目的とする信用状の開設にたいしては通貨理事会は特に高率の保証金要求をなすべく本条によるその権限を行使することができる。」

次に右権限の運用振りであるが、フイリツピンは独立後米国にならつて東洋諸国中最も寛大にして自由な経済政策を採用していたために国際収支の悪化に対する対策においても為替管理に先立ちまず輸入保証金制度が発動された。すなわちフイリツピン中央銀行は各国中央銀行中でも最も強大な権限を与えられているものの一つであり、この二つの権限は共にフイリツピン中央銀行に属しているが、輸入保証金制度が一九四九年十一月十七日附の同行回章第一九号 (Circular No. 19) によつて発動されたのに対し、同国が始めて為替管理を実施したのは翌十二月九日附の回章第二〇号によつてであつた。(尤も奢侈品の輸入制限等軽度の貿

自国通貨による輸入保証金制度について

易制限は同年の一月から始められていた。) 回章第一九号には “selective credit control” なるタイトルが附せられているがその要旨は次の通りである。

イ、附属リスト記載物件の輸入のために信用状を開くには八〇%の現金預金準備が必要である。またこの信用状は一覽払であることを要し、さらに残りの二〇%が払込まれるまでは銀行は船積書類の引渡を禁止される。

ロ、銀行は本回章の規定する八〇%の現金預金調達のため、あるいは附属リスト記載物件の輸入代金の決済等これらの物件の輸入に伴う一切の信用供与 (トラストレシートを含む) を禁止される。

ハ、附属リスト記載物件の主なものを挙げれば、自動車、貴金属、酒、煙草、織維および同製品 (工業用を除く)、ガラス、皮革、ゴム、木材等である。

右により本措置が金融面を通じての輸入抑制策としてはかなり徹底したものであることが容易に知られるであろう。しかもこれは一九五三年十月の回章第四七号によつて停止されるまでの間、約四年にわたつて輸入ならびにインフレーション抑制のための主要武器の一つとなつた。勿論米国の援助や朝鮮動乱の影響もあつたことではあり本制度の効果も過大に評価することは許されぬにしても、一九四七、四八、四九年と急激に悪化した同国の国際収支が一九五〇年以降引続きかなりの改善をみていることは看過し得ない。

フイリツピンにおける輸入保証金制度の概要ならびに経過は右の如くであるが、これに関連して同国で一九五一年十一月以降今一つ面白い輸入信用政策を併用している。これは銀行信用の過度の膨脹傾向に鑑み、銀行資産の流動率を高め、実質的に輸入信用が膨脹することを抑制するために中央銀行が採用した政策で、各銀行が輸入信用状開設高と特定の流動資産との間に維持すべき比率を規制したものである。ここに特定流動資産とは外国為替純保有高、現金、超過準備および特定の有価証券であるが、この合計額の開設信用状現在高に対する比率は最初七〇%と定められ、規則制定時においてすでにこれをオーバーするものは一定期間内にその調整を行うべき旨が定められた。八〇%の輸入保証金適用物資に関する一切の輸入金融が禁止されたことについては既に述べたが、今回の措置により右以外の物資に対する金融も制限を受けるに至つたわけである。なおこの比

率は一九五三年十一月の覚書(Memorandum to Authorized Agent Bank No.18)により五〇%に緩和されている。

(4) セイロン

輸入保証金制度を明確に中央銀行の権限に属せしめて今一つの国はセイロンである。尤もその運用状況は目下の処不明であるがセイロン中央銀行法第一〇二条は次のことを規定している。

「通貨委員会は同委員会所定の額または率の最低現金保証金が積立てられていない場合は商業銀行の信用状開設を禁止することができる。信用状により金融されるべき取引の種類が異ればそれに応じて異つた現金保証金を賦課することが出来る。」

(5) その他諸国

輸入保証金制度は第二次大戦後次の諸国においても実施されているが、断片的な情報しか得られぬため、現在その制度が存するか否か、またこれが実施の権限が政府にあるか中央銀行にあるかというような諸点については不明のものが多。

(a) パキスタン

一九五二年六月に従来二〇―一五〇%であつた信用状開設保証金が包括許可品目については七五%、一般許可品目については五〇%に引上げられている。朝鮮動乱後一時的に好転した貿易収支が再び悪化したために採られた措置で、輸入税の引上げが同時に施行されている。これら輸入抑制措置が効を奏したためか、一九五三年に入つて同国の国際収支は縮小均衡ながら若干の黒字に転じている。

(b) インドネシア

インドネシアは一九五二年八月に輸入証明書(Inducement certificates)の売却制を採用し、必需品の輸入についてはこれが購入は不要であるが、準必需品については輸入価額の一〇〇%、奢侈品については二〇〇%を支払つて証明書を購入しなければならないことにしたが、これと共に輸入業者は銀行に対し輸入価格の四〇―一八〇%の預金を行うことを強制されることとなつた。この預金は輸入代金の一部前払の性質を有するものの如くであり、銀行信用によるこれが調達禁止されている。なお一九五三年四月にはさらにこの預入率が引上げられている。

(c) 台湾

台湾では一九五〇年十二月以降輸入業者が台湾銀行に輸入外貨割当を申請する際に申請額の五〇%の輸入保証金を積立てることになつていたが、その後その率は一〇〇%に引上げられ、しかも許可率が平均一割であつたために実質的には一、〇〇〇%の保証金に相当し、金利負担が極めて大であつた。本制度は一九五三年九月、この代りに国防税が輸入品に課せられることとなり廃止された。

(d) アルゼンチン

アルゼンチン中央銀行は同銀行法第三条により為替管理権をも附与せられ、最も強大な権限を有する中央銀行の一つに数えられるが、同行は思惑輸入防止のためLC開設にあたり同行に二〇%の輸入保証金を積ませ、輸入を実行せぬ場合はこれを没収している。

(e) ニカラガ

ニカラガでも同国中央銀行に対する輸入保証金の預入制が行われているが、一九五三年十二月の改正で必需物資七五%、準必需物資一〇〇%にそれぞれ引上げられた。

(f) パラグアイ

パラグアイでは従前から中央銀行がLCを開設するに當つて二〇―一〇〇%の輸入保証金(必需品、基礎資材、消費財、奢侈品の四類に区分)を積立てさせていたが、輸入業者の手許資金の一部を凍結することによつてインフレーションを抑圧するために一九五〇年八月十六日の中央銀行理事会の決定により、さらに為替予約の日に輸入価額の一〇―二五%の金額を同行に預金せしめることとした。なおこの預金は商品輸入代金に対する内入金として取扱われる。

(g) エクアドル

エクアドルにおいては、A、B、C三類に分けて輸入許可申請に際し保証金を預託(Prior deposit)させていたが、一九五〇年二月の改正により、A類の品目についてはこれを免除し、B類中原材料も同様に免除、その他は一〇―二〇%、C類は従前同様一〇〇%に据置くこととなつた。

(h) コロンビア

一九五〇年五月に外貨割当に対する保証金預託率が二〇—三〇%から四〇%に引上げられた。

(i) イラン

非必需物資についてはLC発行に際し五〇%の輸入保証金が積まれることになつていたが一九五一年一月以降中央銀行の決定によりこの率は一〇〇%に引上げられると共に必需物資についても八〇%の積立が行われることとなつた。

(j) トルコ

極めて低率(二—四%)であるが輸入保証金の積立が行われている。(加藤)

ガットの運営と改正について

昭和30・8・1

目次

一、はしがき

二、国際貿易憲章(I.T.O憲章)とガット

1 I.T.O憲章の構想

2 I.T.O憲章の構想の挫折

三、ガットの構想

1 ガットの成立

2 ガットの原則

(1) 関税率の据置

(2) 数量的制限の撤廃

(3) 数量的制限の無差別適用

3 ガット原則に対する例外

(1) 特惠関税

(2) 国際収支保護のための輸入制限

(3) 経済開発のための例外

ガットの運営と改正について

四、ガットの運営

1 ガット運営の概要

2 ガットの成果

(1) 関税政策上の成果

(2) 通商政策上の成果

五、ガットの全面的再検討

1 ガットの限界

2 再検討の必要

3 再検討の内容

(1) 関税政策上の修正

(2) 通商政策上の修正

(3) 組織上の改正

六、むすび

一、はしがき

関税率及び貿易に関する一般協定(General Agreement on Tariffs and Trade—ガット)は一九五四年十月二十八日より開催の第九回ガット締約国団会議における全面的再検討の結果、近く再編強化の上再発足することとなつた。

今回のガット再検討がいわゆる通貨の交換性回復問題との密接な関連においてとりあげられたものであることはいうまでもない。蓋し戦後における国際経済正常化の当面の目標とされている通貨の交換性回復—經常為替取引の自由化は単なる為替面の問題ではなく、同時に貿易上の諸制限の緩和、撤廃を伴うことなくしては、ほとんど無意味に終るからであり、かゝる貿易上の諸問題を解決するに当つてはこれらを直接の課題とするガットの再編強化が不可欠と見られるからである。

ガットの再検討は国際貿易憲章(Havana Charter for an International Trade Organization—I.T.O憲章)の構想の挫折によつて遅かれ早かれとりあげられるべき問題であつたが、貿易面における各国各企業の利害は複雑多岐にわ